

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年1月9日

京都市教育委員会
委員長職務代理 星川茂一

京都市教育委員会規則第6号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第1号中「6,400円」を「8,000円」に、「12,800円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第3号中「3,000円」を「3,750円」に、「6,000円」を「7,500円」に改め、同項第4号中「3,400円」を「4,250円」に改め、同項第5号中「2,400円」を「3,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)